

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1054））

2. 日 時：平成30年6月19日 17時45分～18時00分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、吉村上席安全審査官、千明主任安全審査官、日南川安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他2名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置変更許可申請等に関連して、第5条（津波による損傷防止）に係るとりまとめ資料の修正報告の遅れの原因と対策について説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜第5条（津波による損傷防止）に係るとりまとめ資料の修正報告の遅れの原因と対策＞

- 再発防止対策として、再発防止を徹底するよう事象の発見から報告に至るしくみを再検討し、報告すること。また、他の部署へも水平展開を行い、全体として再発防止が図れるよう、必要な対応をとること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 設置許可基準規則第5条（津波による損傷の防止）に係るとりまとめ資料の修正報告の遅れの原因と対策について